

中小企業等経営強化法「経営力向上計画」

【中小企業経営強化税制（A 類型）】（国税）

概要

- 青色申告書を提出する中小事業者等が、指定期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

支援措置

- 法人税について即時償却または取得額の10%の税額控除を選択適用

設備条件（LED照明は“設備の種類：建物附属設備”に該当します。）

- 一定期間内に販売されたモデルであること（最新モデルである必要なし）
- 旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上していること
- 最低取得価格600,000円以上（製品代のみ）であること
- 建物に付帯する照明設備であること

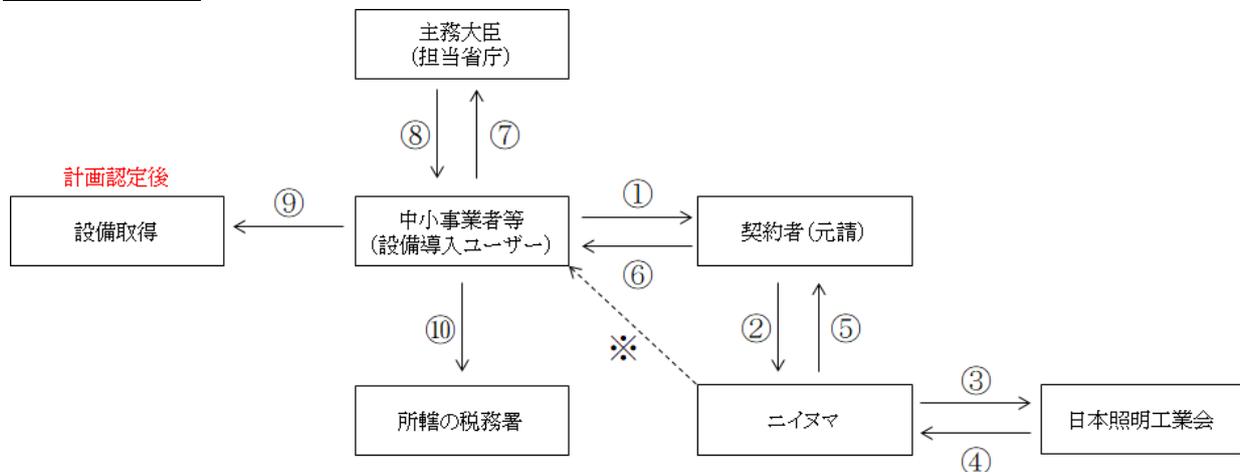
ニイヌマ対象製品

- 高天井LED【CORE】【BRIGHT】【OIL】【RED】【ICE】【SKY】
- LED小型投光器
- ※高天井LEDは、直付け型と投光器型、クレーン対応型のみ対象です。

指定期間

- 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間

手続きスキーム



- ① 中小事業者等（設備導入ユーザー）より契約者（元請）へ証明書発行の依頼
- ② 契約者（元請）よりニイヌマへ証明書発行の依頼
- ③ ニイヌマより日本照明工業会へ証明書発行の申請
- ④ 日本照明工業会よりニイヌマへ証明書の郵送
- ⑤ ニイヌマより契約者（元請）へ証明書の郵送
- ⑥ 契約者（元請）より中小事業者等（設備導入ユーザー）へ証明書の郵送
※ニイヌマより設備ユーザーへ直送も可 別途ご相談ください。
- ⑦ 中小事業者等（設備導入ユーザー）より主務大臣（担当省庁）へ経営力向上計画の申請
- ⑧ 主務大臣（担当省庁）より中小事業者等（設備導入ユーザー）へ経営力向上計画の認定
↓経営力向上計画認定後
- ⑨ 中小事業者等（設備導入ユーザー）設備取得
- ⑩ 中小事業者等（設備導入ユーザー）より所轄の税務署へ税務申告

注意事項

- ・ 日本照明工業会に証明書発行依頼を実施する際は、決まった書式に基づき発行依頼を実施します。
- ・ 書類に不備（型式や事業所名の誤り）等が発生した場合、税制措置を受けられない場合があります。
- ・ 設備取得後に計画申請を認める特例はございませんのでご注意ください。

問合せ先

- ・ ニイヌマ株式会社 TEL:048-951-1041
- ・ 中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821（平日9:30-12:00、13:00-17:00）
- ・ 日本照明工業会 TEL:03-6803-0501

当税制措置は中小企業等経営強化法に基づく税制措置の固定資産税の特例との併用が可能です。

※工業会証明書は複写にてご使用頂けます。